

令和元年小樽市議会第3回定例会

市長提案説明

提案理由を説明させていただく前に、一言、御挨拶申し上げます。

昨年、8月26日施行の市長選挙で当選し、市長に就任をさせていただいてから、1年が経過いたしました。

この間、日々、職員とともに課題の解決に当たってまいりましたが、人口問題など、解決しなければならない課題は山積していると実感しております。

本市の抱える課題を解決するためには、オール小樽で臨む必要があります、また、この1年間、まちづくりに対する市民の皆様の熱い思いや意欲を感じているところでもあり、市長として、そのためのリーダーシップをしっかりと発揮することが私の役割だと感じているところでもあります。

二元代表制の下で、市議会には真摯に、そして誠実に向き合っていきたいと考えており、引き続き、市政進展のため、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、ただ今上程されました各案件について、提案理由の概要を説明申し上げます。

初めに、議案第1号から議案第6号までの令和元年度各会計補正予算について説明申し上げます。

まず、議案第1号、一般会計補正予算の主なものといたしましては、平成30年度に超過交付となった国庫支出金等の返還金や、10月から開始される「幼児教育・保育の無償化」を実施するため、所要の補正を計上したほか、本年5月の「炭鉄港」の日本遺産認定に伴い、協議会構成自治体と共に情報発信や環境整備などを進めるための「炭鉄港推進協議会負担金」、昨年度に引き続き、地球温暖化防止のため、二酸化炭素の排出抑制に向けた普及啓発事業を実施する「クール・チョイス推進事業費」を計上するとともに、地域公共交通網形成計画に基づき、市内の外国人観光客のバス利用促進を図ることを目的として、英語と中国語

に対応した公共交通マップを作成するため「地域公共交通活性化事業費」を増額いたしました。

また、除雪費につきましては、第1回定例会において、貸出ダンプ経費について、制度の見直しを含めた検討が必要であったため、当初予算計上を見送っておりましたが、利用者の皆様へのアンケート調査の結果や課題等を踏まえ、転回場の利用箇所数などを見直した上で「除排雪車両借上料」を計上したほか、銭函地区の雪堆積場変更による排雪運搬距離の増加などに伴い、「除排雪業務委託料」を増額いたしました。

そのほか、平成30年度一般会計の決算剰余金の2分の1を「財政調整基金」へ積み立てるとともに、将来の市庁舎建て替えに備えて「庁舎建設資金基金」を積み立てるほか、今年度より市町村に配分される「森林環境譲与税」につきまして、新設する基金に積み立てることとし、所要の補正を計上いたしました。

これらに対する財源といたしましては、平成30年度決算剰余額を繰越金として計上したほか、地方特例交付金、負担金、使用料、国・道支出金、寄附金、繰入金、諸収入を計上しました。

以上の結果、一般会計における補正額は、歳入歳出ともに8億3,725万6,000円の増となり、財政規模は592億5,129万7,000円となりました。

次に、議案第2号から議案第6号までの特別会計の補正予算について説明申し上げます。

港湾整備事業につきましては、昨年7月に発生した多目的荷役機械の故障に伴う損害賠償金を計上したことから、一般会計への繰出金を減額いたしました。

国民健康保険事業及び住宅事業につきましては、平成30年度決算剰余金を繰越金として計上するなど、所要の補正を計上いたしました。

介護保険事業につきましては、平成30年度に超過交付となった国庫支出金等の返還金などを計上いたしました。

後期高齢者医療事業につきましては、平成30年度出納整理期間中に収納した保険料を、北海道後期高齢者医療広域連合へ納付するための所要額を予算措置いたしました。

次に、議案第7号から議案第20号までの平成30年度各会計決算認定などについて説明申し上げます。

一般会計につきましては、歳入総額544億3,266万9,722円に対し、歳出総額は542億734万4,729円で、歳入から歳出を差し引いた額は2億2,532万4,993円となりました。

この額から翌年度に繰り越した歳出予算に充当すべき財源950万1,840円を差し引いた実質収支は2億1,582万3,153円の黒字となり、これを翌年度に繰り越すこととし、決算を了したところであります。

また、この実質収支から、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支は482万1,170円の赤字、さらに財政調整基金の積立てや取崩しを考慮した実質単年度収支は、1億9,416万9,346円の赤字となりました。

歳入では、固定資産税、都市計画税などの市税収入や地方消費税交付金が当初予算額を上回り、歳出では、職員給与費、生活保護費、他会計への繰出金などにおいて不用額が生じたことから、実質収支は黒字となりましたが、単年度収支、実質単年度収支は3年連続の赤字となったところであり、依然として厳しい財政状況にあります。

なお、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく、健全化判断比率等につきましては、「実質赤字比率」と「連結実質赤字比率」は、平成29年度に引き続き比率自体が計上されないこととなりました。また、「実質公債費比率」は7.9パーセント、「将来負担比率」は43.1パーセントとなり、いずれも早期健全化基準を下回るとともに、前年度と比較して、「実質公債費比率」は同率、「将来負担比率」は5.4ポイント改善しました。

一方、公営企業会計の「資金不足比率」につきましては、病院事業で、材料費等の費用が増加したため、0.7パーセントとなりましたが、その他の企業会計では、前年度と同様に比率自体が計上されないこととなりました。

次に、平成30年度に実施した主な施策について、「小樽市総合戦略」の4つの施策プロジェクトに沿って説明申し上げます。

1点目の「あずましい暮らしプロジェクト」の取組では、新たに、ナトリウム

灯や無電極灯の「既存街路防犯灯」をLED灯に改良する場合に9割の助成を行ったほか、交通に関する取組としまして、JR南小樽駅のバリアフリー化のため、多目的トイレを整備する費用の一部を助成いたしました。

また、空き家対策につきまして、周辺に被害を与える恐れがあり、危険度・緊急度が高い空き家に対して除却費用の一部を助成する「特定空家等住宅除却費助成事業」を開始いたしました。

2点目の「樽っ子プライド育成プロジェクト」の取組では、子育て世帯の負担軽減策として、こども医療費助成事業において、平成30年8月から、課税世帯の3歳以上小学6年生までの入院の自己負担を軽減するとともに、平成30年9月から、第3子以降の保育料の完全無料化を実施いたしました。

また、スクールカウンセラーの派遣や学校司書の配置拡大、令和2年度より始まる小学3年生からの英語教育導入を見据えた外部講師の派遣拡大など、教育環境の向上を図りました。

そのほか、幸小学校の耐震補強等工事に向けた実施設計や、ガバメントクラウドファンディングによる寄附金を活用し、総合博物館所蔵の蒸気機関車「アイアンホース号」のボイラー整備を行いました。

3点目の「にぎわい再生プロジェクト」の取組では、平成29年度からの繰越事業として、外国人などの多様な観光客に対応した多言語表記やユニバーサルデザインを取り入れた歩行者案内標識を整備したほか、映画撮影などの誘致を目指し、ロケとご当地グルメの祭典「全国ふるさと甲子園」に北海道より初出展いたしました。

また、昨年9月に発生した北海道胆振東部地震の影響による観光客の減少に対応するため、SNSやインターネットを通じて、本市が観光客の受入れに支障がないことを国内外へ情報発信する事業などに支援いたしました。

そのほか、北前船寄港地として、日本遺産に追加認定されたことに伴う地域活性化事業の実施や、地域の企業活動の活性化により雇用創出を目指す「地域雇用創造協議会」の運営を支援いたしました。

4点目の「あんしん絆再生プロジェクト」の取組では、胃がん検診における内

視鏡検査や子宮頸がんへの自己検査キットによる検査の導入など、がんの早期発見に向けた取組を進めました。

また、消防署銭函支署に配置している普通救急自動車を高規格救急自動車へ更新配備するとともに、手宮出張所と高島支所を統合した「(仮称)消防署手宮支署」の建設のため、基本設計を行いました。

次に、そのほかの主な施策について、説明申し上げます。

まず、令和2年度の個別施設計画策定に向けて、公共施設の集約化や複合化による再編を示す「公共施設再編計画」の策定に着手いたしました。

また、色内ふ頭護岸の延命化を図るため、老朽化対策工事に向けた地質調査や実施設計などを行いました。

そのほか、港湾整備事業において、平成15年に設置した多目的荷役機械の延命化対策のため健全度調査の実施と維持管理計画の作成を行うとともに、老朽化が著しいひき船の用船契約期間満了により、後継船を導入するため、新造船の建造工事に着手いたしました。

次に、予算と決算の対比について、その主なものを説明申し上げます。

一般会計の歳入につきましては、市税で約2,623万円、地方消費税交付金で約4,008万円、地方交付税で約1億2,445万円の増収となりましたが、国庫支出金で約3億1,191万円、繰入金で約14億567万円、諸収入で約3億1,264万円、市債で4億4,774万円の減収となったことから、歳入総額では約22億2,021万円の減収となりましたが、このうち約8,743万円については、繰越事業の財源として、令和元年度に歳入が見込まれるものであります。

歳出につきましては、繰越事業分を除き、約23億4,860万円の不用額を生じましたが、この主なものといたしましては、民生費で、扶助費や特別会計繰出金の減などにより約7億8,727万円、商工費で、金融機関への預託金の減などにより約2億8,701万円、土木費で、道路橋りょう費の国の交付金事業や港湾費の国直轄工事費負担金の減などにより約7億3,024万円の減となりました。

次に、特別会計のうち主な会計について説明申し上げますと、まず、国民健康

保険事業につきましては、歳入総額144億8,128万1,081円に対し、歳出総額144億152万4,559円となり、差引き7,975万6,522円の剰余金を生じました。

住宅事業特別会計につきましては、歳入総額12億9,598万936円、歳出総額12億8,919万6,611円となり、差引き678万4,325円の剰余金を生じました。

主な事業といたしましては、市営若竹住宅3号棟の建替工事が昨年12月で完了し、本年4月から供用を開始したほか、市営住宅改善事業として、祝津住宅7号棟・8号棟及び潮見台A住宅の外壁等改修工事を実施いたしました。

介護保険事業につきましては、歳入総額150億6,077万276円に対し、歳出総額143億7,311万3,365円となり、差引き6億8,765万6,911円の剰余金を生じました。なお、国・道支出金及び支払基金交付金のうち、超過交付となった3億8,121万1,203円については、令和元年度に精算するものであります。

後期高齢者医療事業につきましては、歳入総額21億4,257万4,168円に対し、歳出総額20億8,512万1,398円となり、差引き5,745万2,770円の剰余金を生じました。この剰余金は、平成30年度の出納整理期間中に収納した保険料であり、令和元年度に北海道後期高齢者医療広域連合へ納付するものであります。

次に、企業会計について説明申し上げます。

病院事業につきましては、予算額に対し、収益的収支では、収入は入院収益及び外来収益の減などによる医業収益の減により1億7,193万904円の減収となり、支出では給与費及び材料費などの減による医業費用の減などで2億3,368万1,377円の不用額を生じました。

資本的収支では、収入は長期貸付金償還金の増などにより446万9,000円の増収となり、支出では長期貸付金の減などにより、不用額は85万6,841円となりました。

なお、当年度純損失5億9,406万8,062円につきましては、繰越欠損

金として処理する予定です。

水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支では、収入は、給水収益の増などにより9億1,730万180円の増収となり、支出では営業費用などで1億8,900万8,094円の不用額を生じました。

資本的収支では、収入は企業債借入れの減などにより2億7,220万4,004円の減収となり、支出では建設改良費などで2億5,538万9,499円の不用額を生じました。

なお、当年度未処分利益剰余金9億5,084万5,152円のうち、4億9,963万5,722円につきましては、自己資本金として処分し、4億5,121万4,580円につきましては、減債積立金として処分する予定であります。

下水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支では、収入は、下水道使用料は増加したものの、営業外収益などで減少となったことにより、2億1,162万2,903円の減収、支出では営業費用などで2億4,962万2,759円の不用額を生じました。

資本的収支では、収入は企業債借入れの減などにより2億9,894万2,926円の減収となり、支出では建設改良費などで1億7,899万4,585円の不用額を生じました。

なお、当年度未処分利益剰余金10億6,011万1,578円のうち、4億9,595万8,875円につきましては、自己資本金として処分し、5億1,005万2,703円につきましては、減債積立金として処分する予定であります。

産業廃棄物等処分事業につきましては、予算額に対し、収益的収支では、収入は産業廃棄物等処分手数料などの増から4,943万6,674円の増収となり、支出では維持管理費などで845万4,522円の不用額を生じました。

資本的収支では、一般会計長期貸付金の償還により1億1千万円の収入が生じました。

なお、当年度未処分利益剰余金1億6,870万7,196円につきましては、全額を利益積立金として処分する予定であります。

簡易水道事業につきましては、予算額に対し、収益的収支では、収入は、他会

計補助金の減などにより 3 8 7 万 6, 0 9 9 円の減収となり、支出では営業費用などで 3 5 3 万 9, 7 0 1 円の不用額を生じました。

資本的収支では、収入は企業債借入れの減などにより 5 5 0 万 5, 5 4 5 円の減収となり、支出では建設改良費などで 6 0 9 万 9, 1 7 8 円の不用額を生じました。

なお、当年度純損失 1 3 4 万 2, 2 4 0 円につきましては、繰越欠損金として処理する予定です。

続きまして、議案第 2 1 号から議案第 3 3 号までについて説明申し上げます。

議案第 2 1 号 職員の分限についての手続及び効果に関する条例等の一部を改正する条例案につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に伴い、成年被後見人等に係る規定の改正を行うとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第 2 2 号 資金基金条例の一部を改正する条例案につきましては、森林環境譲与税の創設に伴い、当該譲与税を財源とした森林整備等を行うための事業の資金とする目的で、森林環境整備事業資金基金を設置するものであります。

議案第 2 3 号 手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正に伴い、複数の建築物に対する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る申請手数料を設けるとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第 2 4 号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例案につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の一部改正に伴い、災害援護資金の貸付けに係る償還免除の対象範囲の拡大等を行うとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第 2 5 号 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準内閣府令の一部改正に伴い、食事の提供に要する費用の取扱いの変更等に関する規定を基準内閣府令のとおり適用するものであります。

議案第26号 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例案につきましては、基準省令の一部改正に伴い、連携施設の確保に関する経過措置の延長等に関する規定を基準省令のとおり適用するものであります。

議案第27号 児童福祉施設条例の一部を改正する条例案につきましては、子ども・子育て支援法施行令の一部改正に伴い、保育料が一部無償化されることから、保育料に含まれていた副食費を新たに徴収するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第28号 建築基準法施行条例の一部を改正する条例案につきましては、建築基準法の一部改正等に伴い、新設された興行場等について、客席部の構造などの制限を緩和する規定を新設するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第29号 下水道条例の一部を改正する条例案につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による水道法の一部改正に準じ、申請者が成年被後見人等である場合に指定工事店の指定をしなければならないとする規定を削除するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第30号 消防団条例の一部を改正する条例案につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律による地方公務員法の一部改正に準じ、成年被後見人等を消防団員として任用することができないとする規定を削除するとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第31号 火災予防条例の一部を改正する条例案につきましては、消防法施行令等の一部改正により消火器を設置すべき範囲が拡大されたことに伴い、従前からの条例による義務付けの範囲を維持しつつ、政令等との整合性を図るとともに、所要の改正を行うものであります。

議案第32号 消防手数料条例の一部を改正する条例案につきましては、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に伴い、貯蔵所の設置の許可の申請に対する審査の手数料を改定するものであります。

議案第33号 損害賠償額の決定につきましては、平成30年7月7日に発生した小樽港における多目的荷役機械の故障に係る損害賠償について、その賠償額を決定するものであります。

最後に、専決処分報告についてであります。報告第1号につきましては、北照高等学校野球部の全国高等学校野球選手権大会への出場決定に伴い、遠征経費等の一部を助成するほか、10月から低所得者・子育て世帯向けプレミアム付商品券の販売を開始するに当たり、商品券換金業務に係る契約を早急に締結する必要があり、また、年度内に事業が完了しない見込みとなったことから、予算の一部について繰越明許費を計上するとともに、総合体育館の煙突内部において、アスベストを含有する断熱材の一部劣化が見られたことから、アスベストの除去等の対策工事を早急を実施するため、一般会計の補正予算について令和元年8月1日に専決処分したものであります。

以上、概括的に説明申し上げましたが、何とぞ原案どおり御可決、御認定、御承認賜りますようお願い申し上げます。